



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 宇野澤組鐵工所
代表者名 取締役社長 樋口 勉
(コード：6396、東証 2 部)
問合せ先 取 締 役 小楠 雄士
総務部長
(TEL 03 - 3759 - 4191)

株式併合、単元株式数の変更、補欠監査役候補者選任および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 125 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更、補欠監査役候補者選任および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とするために、株式併合を実施するものであります。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日(実質上 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合する。
- ③ 併合により減少する株式数

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日） | 11,200,000 株 |
| 今回の併合により減少する株式数 | 10,080,000 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 1,120,000 株 |

（注）株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済み株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

（3） 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

（4） 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 所有株式数 | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|-----------|---------------|----------------------|
| 総 株 主 | 673 名（100.0%） | 11,200,000 株（100.0%） |
| 1 0 株 未 満 | 95 名（14.1%） | 106 株（0.0%） |
| 1 0 株 以 上 | 578 名（85.9%） | 11,199,894 株（100.0%） |

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 95 名（所有株式数の合計 106 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

（5） 併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 125 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 125 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

(単元株式数に関する定款変更案)

- ① 上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 7 条を変更するとともに、株式を 10 株につき 1 株の割合で併合することに伴い発行可能株式総数を変更するために、定款第 6 条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(補欠監査役に関する定款変更案)

- ② 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,400</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>240</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>100</u>株とする。</p> <p>(補欠監査役) <u>第39条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p>以下、条数繰り下げ</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u></p> |

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 125 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- ① 取締役会決議日 平成 29 年 5 月 17 日
- ② 定時株主総会決議日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
- ③ 株式併合の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- ④ 定款の一部変更の効力発生日
 - I. 第 6 条 (発行可能株式総数)、第 7 条 (単元株式数)
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
 - II. 第 39 条 (補欠監査役)
平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

(ご参考) 平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

5. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 選任の理由

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても、監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役 1 名の選任をするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位 |
|---|---|
| せきもと あきら 関本 明 (昭和 29 年 10 月 19 日生) | 平成 3 年 3 月 公認会計士登録 平成 5 年 8 月 税理士登録 平成 5 年 8 月 公認会計士・税理士 関本明事務所開設 (現在) 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 |

- (注) 1 関本 明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2 関本 明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

- 3 当社は、関本 明氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
- 4 関本 明氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士の資格を有しており、長年の公認会計士および税理士として培われた豊富な経験と見識および専門的な知識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- 5 当社は、関本 明氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第 425 条第 1 項にて定める最低責任限度額であります。

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般当社では、10 株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。株主の立場からみるとどのようなメリットが期待できるのですか？

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております。（株式併合後の100株は、併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式は10分の1（1,000株⇒100株）となりますので、実質的には投資単位に変動は生じないこととなります。）

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後（平成 29 年 10 月 1 日から） | | |
|----|---------|-------|---------------------------|-------|---------|
| | ご所有株式数 | 議決権個数 | ご所有株式数 | 議決権個数 | 端数株式相当分 |
| 例① | 2,000 株 | 2 個 | 200 株 | 2 個 | なし |
| 例② | 1,100 株 | 1 個 | 110 株 | 1 個 | なし |
| 例③ | 1,026 株 | 1 個 | 102 株 | 1 個 | 0.6 株 |
| 例④ | 500 株 | 0 個 | 50 株 | 0 個 | なし |
| 例⑤ | 453 株 | 0 個 | 45 株 | 0 個 | 0.3 株 |
| 例⑥ | 4 株 | 0 個 | 0 株 | 0 個 | 0.4 株 |

A. 株式併合の結果、1株に満たない端数（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

従いまして、効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5. 配当がこれまでの 10 分の 1 しかもらえなくなるのですか？

A. ご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績や経営環境の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当の総額が変わるということはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きしなければならないのですか？

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 3. に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有する株主様（100 株未満の株式をご所有の株主様）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の特別口座管理機関にお問い合わせ下さい。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会開催日

平成 29 年 9 月 15 日 株式併合公告

平成 29 年 9 月 26 日 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または 下記管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせ下さい。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

TEL : 0120-232-711（通話料無料）

（注）管理機関（三菱UFJ 信託銀行）の連絡先につきましては、事務拠点の移転に伴い平成 29 年 8 月 14 日付にて以下のとおり変更になります。

連絡先：東京都府中市日鋼町 1-1 TEL : 0120-232-711（通話料無料）

郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱 29 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

以 上